

等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和3年4月1日現在)

給料表：行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		職の内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	36	25	主事	36	58	40	係員級
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	22	15	主事	22			
3級	主査の職務	20	14	主査	20	44	31	係長級
4級	1 係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	24	17	係長	24			
5級	課長補佐又は委員会等の事務局の次長の職務	22	15	課長補佐 副園長	17 5	22	15	課長補佐級
6級	課長、参事又は委員会等の事務局の長の職務	20	14	課長 局長 園長 参事	14 2 2 2	20	14	課長級
		144	100	合 計	144			

※ この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会（5級については教育委員会を除く。）及び委員の事務局をいう。